

## 各種監査の説明

令和3年4月1日  
鳥取県監査委員事務局

監査の種類	説 明
<b>定期監査</b> [地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項]	監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回1以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の4事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。
<b>随時監査</b> [法第199条第1項及び第5項]	県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。
<b>行政監査</b> [法第199条第2項]	県の事務の執行について、監査委員が、経済性(無駄な経費をかけていないか。)、効率性(より成果の上がる方法はないか。)、有効性(目的にかなっているか。)及び適法性等の観点で行う監査である。なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。
<b>知事の要求による監査</b> [法第199条第6項及び第7項]	知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。
<b>財政的援助団体等の監査</b> [法第199条第7項]	県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。 監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。
<b>直接請求による監査</b> [法第75条第3項]	選挙権を有する県民が、その総数の1/50以上の連署をもって、県の事務(対象は県の事務全般)の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
<b>議会の請求による監査</b> [法第98条第2項]	県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
<b>業務適正化評価報告書審査</b> [法第150条第5項]	知事から提出された業務適正化評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行う。 なお、本県の対象事務は、財務、個人情報管理、公文書管理、情報管理の4つである。

監査の種類	説 明
<b>決算審査</b> [法第 233 条第 2 項、地方公営企業法(以下「公企法」という。)第 30 条第 2 項]	<p>県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。</p>
<b>例月現金出納検査</b> [法第 235 条の 2 第 1 項]	<p>県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査である。</p>
<b>公金の収納又は支払の事務に係る監査</b> [法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2 第 1 項]	<p>県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。</p>
<b>基金運用状況審査</b> [法第 241 条第 5 項]	<p>県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されているかどうかといった観点で行う。</p> <p>なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の 3 基金である。</p>
<b>住民の請求による監査</b> [法第 242 条第 5 項]	<p>県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。</p>
<b>職員の賠償責任に係る監査</b> [法第 243 条の 2 の 2 第 3 項、公企法第 34 条]	<p>県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。</p> <p>監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。</p>
<b>包括外部監査</b> [法第 252 条の 37 第 1 項]	<p>包括外部監査とは、知事が、毎会計年度、弁護士や公認会計士等の資格を有する者と包括外部監査契約を締結し、その者(包括外部監査人)が行う監査である。</p> <p>包括外部監査人は、自ら決めた特定のテーマについて、県及び財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対して監査を行う。</p>
<b>健全化判断比率等の審査</b> [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項]	<p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。</p> <p>また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。</p> <p>この法律は平成 19 年 6 月に成立し、平成 19 年度決算から健全化判断比率等の審査を行っている。</p>